



SATO 社会保険労務士法人
News Letter
2020年12月号 (No.161)

☆☆今月のテーマ☆☆

1. 雇用調整助成金の特例措置が延長されます
2. コロナウイルスと労災保険給付
3. 令和3年度の労災保険率について
4. 時間外・休日労働に関する協定届の押印廃止 (予定)

1. 雇用調整助成金の特例措置が延長されます

新型コロナウイルスによる雇用への影響が広がる中、政府は2020年9月30日までを目途に雇用調整助成金の特例措置を講じてきましたが、雇用情勢の更なる悪化を防ぐため、特例措置を2021年2月末まで延長することを発表しました。

ご利用可能な特例措置の内容(要件緩和等)は、すべて引き続き延長となります。また、特例期間(2020年1月24日～)・緊急対応期間(2020年4月1日～)いずれも同日まで延長となります。その他の注意点や助成対象等についての最新情報は、以下の厚生労働省HPをご確認ください。

参照元：(厚生労働省HP/2020.11.27現在)
https://www.mhlw.go.jp/stf/enchou210228_00003.html



2. コロナウイルスと労災保険給付

新型コロナウイルスに感染し、感染経路が業務によることが明らかな場合、労災保険給付の対象となります。また、感染経路が不明の場合でも、感染リスクの高い業務(複数の感染者が確認された労働環境下での業務や、顧客等との接触機会の多い労働環境下の業務)に従事し、それにより感染した可能性が強い場合は対象となります。

なお、医師や看護師、介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き原則として対象となります。

新型コロナウイルスの感染拡大により、業務上・業務外においても、従業員の感染リスクが依然として高い状況にあります。まだ新型コロナウイルスに感染した従業員が出ていない企業様にとっても看過できない状況となっております。引き続き、万全の対策でこの大変な状況を乗り越えていきましょう。

参照元：(厚生労働省HP「職場で新型コロナウイルスに感染した方へ」リーフレットより/2020.11.27現在)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000698300.pdf>



3. 令和3年度の労災保険率について

労災保険率は、過去3年間の災害率等を考慮して、3年ごとに見直しを行っています。現在の労災保険率は2018年4月から適用されており、2021年度の労災保険率、特別加入保険料率及び労務費率は2020年度から変更ありません。

参照元：(厚生労働省HP/2020.11.27現在)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_rouudou/roudoukijun/rousai/rousaihoken06/rousai_hokenritsu_kaitei.html



4. 時間外・休日労働に関する協定届の押印廃止 (予定)

2020年8月27日の厚生労働省の労働政策審議会労働条件分科会が、時間外・休日労働に関する協定届(以下36協定)を含めた約40種類ある労働関係書類について押印原則を見直し2021年4月1日(2021年度)から法令上も押印または署名を求めない(押印廃止)という方針を了承いたしました。それに伴い厚生労働省では36協定等の行政への届出に際し、使用者および労働者の押印をもとめないこととする省令を公布する予定です。

36協定届含め押印を求めている様式や手続きは下記のように変わります。

- ① 使用者および労働者の押印欄をなくす。
- ② 過半数代表者の記載のある法令様式については、様式上に新たにチェックボックスを設ける様式改定を行う。
- ③ 電子申請における電子署名の添付不要。

手続き的には簡素化されておりますが、注意しなければいけない点もあります。36協定に関しては本来、まず労使協定書を作成し行政にその労使協定の内容を記載した届出書を届け出ることと規定されており(現行は労使協定書にも届出書にも押印または署名が必要)、36協定の届出書を労使協定書と兼ねてもさしつかえないことになっております。

今回の押印廃止はあくまで行政に提出する届出書に対してであり、現状、労使協定書に関しては何ら変更されておりませんので、現状の解釈では、届出書で労使協定書を兼ねている場合、届出書が押印または署名が不要になっても、労使協定書として、引き続き労使双方の押印または署名が必要になる可能性があります。



SATOコラム

つい先日まで暖かい日が続いており、今年は冬が短いのかなと思っていた矢先、急に寒くなり、一気に冬を感じています。

冬に注意したいのが、インフルエンザです。今年は、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行が心配されており、特に注意が必要です。新型コロナウイルスとインフルエンザは、発熱やせきなど症状がよく似ているため、対応が難しくなると懸念されています。

厚生労働省では、HP上にて「今冬のインフルエンザ総合対策」というインフルエンザに関する専用のページを開設しています。このページでは、感染予防や流行状況等の情報提供をおこなっています。また、予防・啓発の取り組みとして、啓発ポスターのダウンロードも行うことができます。

みなさんも「マメな手洗いと咳エチケット」を徹底し、『かからない』『うつさない』を目指しましょう！！

参照元：(厚生労働省HP「今冬のインフルエンザ総合対策」/2020.11.27現在)
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>



【発行元】

SATO 社会保険労務士法人 東京オフィス
〒170-0005
東京都豊島区南大塚3丁目32-1
大塚S&Sビル5階
Tel：(03) 6831-3310